

議案第36号 小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市勤労青少年ホーム条例(昭和57年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染症疾患又は精神障害と認められる者</u></p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p>	<p>改正</p>